

総務常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第112号 平成30年度 岩国市一般会計補正予算（第3号）

本議案のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め、可決すべきものと決しました。

議案第125号 岩国市個人情報保護条例の一部を改正する条例

議案第126号 岩国市情報公開条例の一部を改正する条例

議案第127号 岩国市行政組織条例の一部を改正する条例

議案第128号 岩国市学習等供用会館条例の一部を改正する条例

議案第129号 岩国市住民ホール条例の一部を改正する条例

議案第130号 岩国市茶室条例の一部を改正する条例

議案第136号 岩国市集会所条例の一部を改正する条例

議案第138号 愛宕山多目的広場建築物新築建築工事請負契約の締結について

議案第139号 指定管理者の指定について

議案第141号 岩国市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第142号 岩国市一般職の職員の給与に関する条例及び岩国市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

以上11議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

議案第138号 愛宕山多目的広場建築物新築建築工事請負契約の締結についての審査におきまして、委員中から、本契約は、予定価格の事前公表を行う中で、条件付一般競争入札の方法により締結されるものである。山口県においては、予定価格の事後公表を行っているが、本市においては、どのような考えを持って予定価格の事前公表を行っているのか、との質疑があり、当局から、市町村合併前の旧岩国市においては、平成15年度から予定価格の事前公表を行っており、合併後においても、その取り扱いを踏襲している。予定価格の公表時期については、事前・事後ともにメリット、デメリットがあるとされており、国からは、事前公表の適否について、十分に検討した上で、弊害が生じた場合には速やかに事前公表の取りやめ等の適切な対応を行うことといった趣旨の要請がなされているところであるが、本市としては入札における透明性を確保するといった観点から、事前公表を行うほうが望ましいと現時点では考えている、との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、建設工事等については、市内事業者への優先発注について、以前から要請しているところであるが、今後の公共工事の見通しを鑑みると、施工事業者のみならず、建築資材の販売事業者に対しても同様の取り扱いとすることなど、よりきめ細かな対応が必要なのではないか、との質疑があり、当局から、入札の際の各種指示事項等において、市内産品の活用について明示しているところではあるが、他市の事例等も参考にしながら、資材の調達についてもそういった方向に持っていけるよう努めてまいりたい、との答弁がありました。

本議案につきましては、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。